

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就業案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				61	44	48	10	37	35	29	1	0	10	42
福岡県	北九州市	教育委員会学務部学事課	093-582-2378	○	○		○		○					http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/file_0081.html
福岡県	福岡市	教育委員会教育支援課	092-711-4693	○	○		○	○	○					http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyouiku-iinkai/gakkoshien/ed/shuugaku-enjo.html
福岡県	大牟田市	大牟田市教育委員会事務局 学務課	0944-41-2866	○		○	○	○	○					http://www.city.omuta.lg.jp/
福岡県	久留米市	久留米市教育委員会 学校保健課	0942-30-9273	○	○		○	○	○					http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080manabi/2010kyouiku/3040shuugaku/enjoseido.html
福岡県	直方市	教育委員会学校教育課学校教育係	0949-25-2323	○	○		○	○						http://www.city.nogata.fukuoka.jp/index/living/edu_cul/school/_3733.html
福岡県	飯塚市	教育部学校教育課	0948-22-0380(内線2343)	○	○		○	○	○					http://www.city.iizuka.lg.jp/ed-kyoikugakui/shugakueniyo.html
福岡県	田川市	田川市教育委員会 学校教育課	0947-44-2000	○	○				○					http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/zinkenkyouiku/page_170.html?q=%5b0%1e5%ad%a6&radiobutton=4&now.P=1&show_num=20&type=search&sc_id=2
福岡県	柳川市	学校教育課 教務係	0944-77-8863	○	○		○	○	○					http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp
福岡県	八女市	教育部学校教育課	0943-23-1954	○	○	○	○	○	○					
福岡県	筑後市	学校教育課	0942-65-7038	○	○		○	○	○					http://www.city.chikugo.lg.jp/kyouiku/_1695/_1690.html
福岡県	大川市	学校教育課 学務係	0944-85-5614	○	○		○	○						http://www.city.okawa.lg.jp/s063/020/010/010/20150213164700.html
福岡県	行橋市	学校教育課 指導室 学務係	0930-25-1111(内線1342)	○	○									http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/educate/doc/2013121100069/
福岡県	豊前市	学校教育課	0979-82-1111	○	○							○		http://www.city.buzen.lg.jp/culture/tetsuzuki/enjo.html
福岡県	中間市	学校教育課	093-246-6222	○	○		○		○					http://www.city.nakama.lg.jp/
福岡県	小郡市	教務課 教務係	0942-72-2111	○	○		○	○	○					http://www.city.ogori.fukuoka.jp/
福岡県	筑紫野市	教育部学校教育課学校教育担当	092-923-1111	○	○		○	○	○					http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/kyouikubu/gakko-kyoikuka/shugaku-enjo.html
福岡県	春日市	学校教育部学校教育課	092-584-1129	○	○		○	○						http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/
福岡県	大野城市	教育部教務課	092-580-1902	○	○		○	○	○	○				http://www.city.onojo.fukuoka.jp/edu/support/20060401.html
福岡県	宗像市	教育政策課	0940-36-5099	○	○			○	○					http://www.city.munakata.lg.jp/w041/030/010/040/0030/201501270275.html

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面上で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
福岡県	太宰府市	教育部学校教育課	092-921-2121(内469)	○	○											http://www.city.dazaifu.lg.jp/gakko_g/shuen/shuen.html
福岡県	古賀市	学校教育課 学事係	092-942-1130	○	○		○			○						http://www.city.koga.fukuoka.jp/
福岡県	福津市	教育部学校教育課学務係	0940-52-2906	○		○	○	○								
福岡県	うきは市	学校教育課 学事係	0943-75-4950				○			○						
福岡県	宮若市	学校教育課学校教育係	0949-32-1007		○			○	○							
福岡県	嘉麻市	学校教育課 教務係	0948-57-3107		○		○	○								
福岡県	朝倉市	教育委員会 教育課	0946-22-2333	○	○		○	○	○							http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1297666139015/index.html
福岡県	みやま市	教育部 教育総務課 総務係	0944-32-9101	○			○	○	○							http://www.city.miyama.lg.jp/
福岡県	糸島市	学校教育課学校教育係	090-332-2097	○	○		○	○	○							http://www.city.itoshima.lg.jp/soshiki/34/syuen27.html
福岡県	那珂川町	教育部学校教育課	092-953-2211	○	○	○	○	○	○							http://www.town.fukuoka-nakagawa.lg.jp/soshiki/19/syuugakuennzyo.html
福岡県	宇美町	学校教育課	092-934-2245	○	○	○	○	○								http://www.town.umi.lg.jp/soshiki/11/enjo27.html
福岡県	篠栗町	学校教育課	092-947-1111	○	○											http://town.sasaguri.fukuoka.jp/?mode=shugakuenjo
福岡県	志免町	学校教育課	092-935-1207	○	○									○		http://www.town.shime.lg.jp/soshiki/11/syuugakuennjo2014.html
福岡県	須恵町	子ども教育課	092-932-1151	○	○									○		http://www.town.sue.fukuoka.jp/
福岡県	新宮町	学校教育課	092-963-1739				○	○	○							
福岡県	久山町	教育課	092-976-1111		○											
福岡県	粕屋町	学校教育課	092-938-2311	○	○	○	○	○	○							http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/
福岡県	戸屋町	戸屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係	093-223-3547	○	○		○									http://www.town.ashiya.lg.jp/navigate/public/mu1/bin/view.rbz?of=1&ik=0&png=14&cd=176
福岡県	水巻町	学校教育課	093-201-4321	○	○											http://www.town.mizumaki.lg.jp/
福岡県	岡垣町	教育総務課	093-282-1211	○	○		○	○								http://www.town.okagaki.lg.jp/s032/100/030/031/050/201502050155.html
福岡県	遠賀町	教育委員会学校教育課	093-293-1234(内線:358)	○	○	○	○	○	○					○		http://www.town.onaga.lg.jp/manabi_asobi/shugakuenjo/index.html
福岡県	小竹町	教育課学校教育係	09496-2-1961											○		
福岡県	鞍手町	教育課 学校教育班	0949-42-7202				○	○								
福岡県	桂川町	学校教育課	0948-65-1149	○	○		○		○							http://www.town.keisen.fukuoka.jp/kurashi/kyoiku/syugaku.php

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就業案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
福岡県	筑前町	教育課	0946-22-3385	○	○		○	○							chikuzen.ed.jp
福岡県	東峰村	東峰村教育委員会	0946-72-2301		○										
福岡県	大刀洗町	子ども課学校教育係	0942-77-6205		○										
福岡県	大木町	学校教育課	09444-32-1269					○	○						
福岡県	広川町	教育委員会事務局 学校教育係	0943-32-0093		○	○									
福岡県	香春町	教育課	0947-32-8409		○	○									
福岡県	添田町	教育委員会 教務課 学校教育係	0947-82-5963	○	○								○	https://www.town.soeda.fukuoka.jp/docs/2012012500018/	
福岡県	糸田町	教務課	0947-26-3788	○	○									http://www.town.itoda.lg.jp	
福岡県	川崎町	教育委員会 教務課	0947-73-3684										○		
福岡県	大任町	教育課	0947-63-2242										○		
福岡県	赤村	教務課	0947-62-3003			○	○	○							
福岡県	福智町	学校教育課	0947-28-2119	○				○						http://www.town.fukuchi.lg.jp/kurashi/syugaku.html	
福岡県	苅田町	教育総務課	093-434-1998	○	○		○	○	○				○	http://www.town.kanda.lg.jp/1027/1411.html	
福岡県	みやこ町	みやこ町教育委員会学校教育課教務係	0930-33-3112	○			○	○						http://www.town.miyako.lg.jp/kyouiku/syugakuenjivo.html	
福岡県	吉富町	教育委員会 教務課	0979-22-1944		○		○								
福岡県	上毛町	上毛町教育委員会 教務課 学務係	0979-72-3111	○	○			○						http://www.town.koge.lg.jp/soshiki/9/3876.html	
福岡県	築上町	学校教育課	0930-52-0001	○	○		○	○						http://www.town.chikugo.fukuoka.jp/s044/101/20140611082140.html	
福岡県	吉富町外一市中学校組合	学校教育課	0979-23-5006		○								○		

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			チ(その他の場合の内容)	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							
課税所得等の分類	基準額の時期																										
	該当団体数	41	37	31	26	24	37	15	10	15	16	12	10	16	11	36	18	0	0	9							
福岡県	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	431		25%未満	
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○							○						1.25	給与収入(税引き前)	前年度	450		30%未満	
福岡県	大牟田市																○				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	438		20%未満	
福岡県	久留米市	○	○		○		○								○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	406		30%未満	
福岡県	直方市	○													○						1.2	課税所得	当該年度	337		35%未満	
福岡県	飯塚市															○					1.5	課税所得	当該年度	400		30%未満	
福岡県	田川市															○					1.3	課税所得	前年度	300		35%未満	
福岡県	柳川市						○									○					1.3	課税所得	前年度	304		15%未満	
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	369		15%未満	
福岡県	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	324	ア～セに該当する者でも、ソに該当しない者は除く。	15%未満	
福岡県	大川市	○	○				○																			準要保護の認定に「特別支援教育助費の需要額測定に用いる(課税標準額等)を利用し、収入額が必要額の1.3倍未満の算額を認定している。	20%未満
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	450		20%未満	
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											所得制限 児童扶養手当(一部支給)所得限度額以内	15%未満
福岡県	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25	課税所得	当該年度	290		35%未満	
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	395		15%未満	
福岡県	筑紫野市	○	○	○			○														1.3	課税所得	前年度	394		20%未満	
福岡県	春日市	○	○				○														1.379	給与収入(税引き前)	当該年度	405	特別な事情により経済的に困難していると教育委員会が認める。	30%未満	
福岡県	大野城市	○	○	○							○										1.3	その他	前々年度	9.76		20%未満	
福岡県	宗像市														○						1.2	課税所得	前年度	304		15%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ				ツ	テ			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		
倍率	基準規模	目安額	課税所得等の分類	基準額の時期																						
福岡県	太宰府市	○	○	○															○		世帯の市町村民税(所得割額)が98,600円以下の世帯	20%未滿				
福岡県	古賀市		○																○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	323	当該年度以降に主たる生計維持者の失業や事業廃止、自宅等の被災、世帯員の疾病等により世帯の経済状況が急変し、世帯の経済状況が生活保護基準の1.3倍以上と認められる場合。	15%未滿	
福岡県	福津市	○	○	○	○	○	○						○							1.2	課税所得	前年度	275		15%未滿	
福岡県	うきは市	○	○	○	○								○													15%未滿
福岡県	宮若市														○						1.5	課税所得	当該年度	344		25%未滿
福岡県	嘉麻市	○													○						1.5	その他	その他	369	学校長による意見書に基づき、教育委員会が援助の必要を認めた者	45%未滿
福岡県	朝倉市	○														○					1.2	課税所得	前年度	363		20%未滿
福岡県	みやま市	○													○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	297		10%未滿
福岡県	糸島市	○	○	○												○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	358		20%未滿
福岡県	那珂川町	○	○	○	○												○				1.27	その他	前々年度	384	雇用保険受給者証の提出がある者(失業中であること確認)	30%未滿
福岡県	宇美町	○	○	○		○				○					○						1.3	課税所得	前年度	368		25%未滿
福岡県	篠栗町															○					1.3	課税所得	その他	350		15%未滿
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	課税所得	その他	344		20%未滿
福岡県	須恵町	○	○	○	○	○	○	○					○								1.3	課税所得	前年度	311		25%未滿
福岡県	新宮町	○	○	○	○	○	○	○		○											1.3	課税所得	当該年度	366		15%未滿
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	その他	前年度	332		10%未滿
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○								○					1.3	課税所得	前年度	320		20%未滿
福岡県	芦屋町																○				1.3	課税所得	当該年度	285		25%未滿
福岡県	水巻町															○					1.25	課税所得 給与収入(税引き前)	当該年度	333		40%未滿
福岡県	岡塚町	○	○	○	○	○	○	○		○	○										1.25	課税所得 給与収入(税引き前)	その他	295	障害福祉費付補助による貸付付 保護者が失業、制度等により収入減退の懸念している者 その他、生活、交通費等生活の困窮により経済的に生活が困難している者	15%未滿
福岡県	遠賀町															○					1.35	課税所得 給与収入(税引き前)	当該年度	386		25%未滿
福岡県	小竹町															○					1.5	課税所得 給与収入(税引き前)	当該年度	298		20%未滿
福岡県	鞍手町															○					1.5	その他	当該年度	372		25%未滿
福岡県	桂川町																○				1.5	課税所得	その他	321		25%未滿

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他の場合の内容)	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	基準規模	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				
福岡県	筑前町	○	○	○	○		○								○						1.25	給与収入(税引き前)	当該年度	277	15%未満	
福岡県	東峰村						○																		10%未満	
福岡県	大刀洗町														○						1	課税所得	当該年度	277	10%未満	
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	300	15%未満	
福岡県	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	前年度	394	10%未満	
福岡県	香春町														○						1.3	課税所得	前年度	304.2	45%未満	
福岡県	添田町														○						1.2	課税所得	当該年度	282	30%未満	
福岡県	糸田町	○	○				○								○						1.1	給与収入(税引き前)	前々年度	269	35%未満	
福岡県	川崎町	○															○				1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	328	50%未満	
福岡県	大任町																	○			1.1	課税所得	前年度	233	30%未満	
福岡県	赤村	○	○	○	○	○				○					○						1.2	課税所得	当該年度	272	30%未満	
福岡県	福智町																○				1.1	課税所得	前年度	277	40%未満	
福岡県	刃田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	337	20%未満	
福岡県	みやこ町	○	○		○	○	○								○						1.5	課税所得	前年度	338	25%未満	
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	316	20%未満	
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					15%未満	
福岡県	釜上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる児童基準額早見表」を利用。	20%未満
福岡県	吉富町外一中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	244	25%未満	

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
	該当団体数	12	2	14	0	8	10	2	2	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
福岡県	北九州市																						
福岡県	福岡市																						
福岡県	大牟田市																						
福岡県	久留米市					○																	
福岡県	直方市					○																	
福岡県	飯塚市	○					○																○
福岡県	田川市			○																			
福岡県	柳川市			○																			
福岡県	八女市																						
福岡県	筑後市	○					○			○													
福岡県	大川市																						
福岡県	行橋市			○																			
福岡県	豊前市																						
福岡県	中間市	○					○	○															
福岡県	小郡市																						
福岡県	筑紫野市																						
福岡県	春日市																						
福岡県	大野城市																						
福岡県	宗像市					○																	

①都道府県		②市町村名		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																	
				問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)		
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
福岡県	太宰府市																				
福岡県	古賀市					○															
福岡県	福津市			○																	
福岡県	うきは市																				
福岡県	宮若市			○																	
福岡県	嘉麻市					○															
福岡県	朝倉市																				
福岡県	みやま市			○																	
福岡県	糸島市																				
福岡県	那珂川町																				
福岡県	宇美町			○																	
福岡県	篠栗町					○															
福岡県	志免町	○						○		○											
福岡県	須恵町					○															
福岡県	新宮町	○						○		○											
福岡県	久山町					○															
福岡県	粕屋町			○																	
福岡県	戸屋町																				
福岡県	水巻町	○								○											
福岡県	岡垣町	○								○								○			○
福岡県	遠賀町		○																		
福岡県	小竹町	○								○											
福岡県	鞍手町	○								○											
福岡県	桂川町																				

①都道府県 ②市町村名		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかの確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他						
福岡県	筑前町		○																									
福岡県	東峰村																											
福岡県	大刀洗町	○					○			○																		
福岡県	大木町																											
福岡県	広川町																											
福岡県	香春町			○																								
福岡県	添田町	○					○			○																		
福岡県	糸田町			○																								
福岡県	川崎町																											
福岡県	大任町																											
福岡県	赤村			○																								
福岡県	福智町																											
福岡県	刃田町	○					○							○														
福岡県	みやこ町			○																								
福岡県	吉富町			○																								
福岡県	上毛町																											
福岡県	菱上町																											
福岡県	吉富町外一市中学校組合			○																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2			問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)						問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを認め	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用		イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
福岡県	太宰府市																							
福岡県	古賀市																							基準額の時期を変更。 備考9-1は、認定基準額(基準額)が平成24年4月1日(指)を用いて決定を行い、不認定となる 費については「基準額平成24年4月1日」を用いて決定を行った。
福岡県	福津市																							
福岡県	うきは市																							
福岡県	宮若市																							
福岡県	嘉麻市																							認定基準額(認定基準 前年度)は25年4月1日現在の生活保護基準額(1)指)を下 回し、平成24-25年度の間は経過措置として平成24年12月末日現在の生活保護基準額の 1指)として認定。
福岡県	朝倉市		○																					
福岡県	みやま市																							
福岡県	糸島市			○																				
福岡県	那珂川町			○																				
福岡県	宇美町																							
福岡県	篠栗町																							認定基準額(認定基準 前年度)は平成24年4月1日時点のものを使用 25年度及び26年度において、事業主(生活扶助給付の負担)による影響はなかった。
福岡県	志免町																							
福岡県	須恵町																							基準額の時期を変更
福岡県	新宮町																							
福岡県	久山町																							その他、基準額の時期を変更
福岡県	粕屋町																							
福岡県	芦屋町			○																				
福岡県	水巻町																							
福岡県	岡塚町																							基準額の時期を「当該年度4月1日」で固定しています。
福岡県	遠賀町																							
福岡県	小竹町																							
福岡県	鞍手町																							
福岡県	桂川町			○																				基準額、基準額の時期は、平成25年4月1日時点の生活保 護基準額を使用しています。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2			問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)						問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SW」)の活用		イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
福岡県	筑前町																								
福岡県	東峰村																								
福岡県	大刀洗町																								
福岡県	大木町																								
福岡県	広川町																								
福岡県	香春町																								
福岡県	添田町																								※SWを専任職員として、学校と連携をしながら経済的な支援等の必要な児童生徒に押しつける対応は行っていません。 福祉的観点の観点で支援策(給付)において、母子世帯の子育て支援策として、母子から児童生徒等に対して「児童発達支援」を行っています。
福岡県	糸田町																								離縁等の理由により生活状況が著しく変わった場合については、現拠出においての収入で判断をしている。
福岡県	川崎町																								
福岡県	大任町																								
福岡県	赤村																								
福岡県	福智町																								
福岡県	珂田町																								平成26年度申請者全員に対して、25年8月以前の基準を踏まえて認定
福岡県	みやこ町																								
福岡県	吉富町																								
福岡県	上毛町																								
福岡県	築上町																								
福岡県	吉富町外一中学校組合																								